［事案 2024-198］新契約取消請求

・令和７年９月 25 日　和解成立

＜事案の概要＞

契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和６年４月に契約した利率変動型終身保険（米ドル建）について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

(1) 既に２件の積立利率変動型一時払終身保険（米ドル建）（契約①②）を契約していたが、募集人から勧誘され、その上さらに本契約を勧誘され加入したことにより、その後の生活に支障が生じた。これらの契約は、自分の経済状況からすると過量契約である。

(2) そもそも介護保険には加入するつもりがなく、加入するとしても掛捨ての保険でよかったため、本契約は自分の意向と異なる契約である。

(3) 募集人に対し、自分の意向と異なる保険であることを理由に解約を伝えたが、募集人には聞き入れてもらえず、仕方なく保険料を振り込んだ。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 本契約は、介護保障と高度障害状態に対する保障を含んでおり、死亡保障と貯蓄を重視した契約①②とは異なる内容である。また、契約①と契約②はそれぞれ異なる目的に備えており、両者は、相まって全体的な保障を厚くするものである。募集人は、申立人の財形年金を原資として本契約の適合性を判断している。

(2) 申立人は、希望する保障分野として「介護保障」を選択しており、募集人は、本契約の申込時に設計書等の資料を提供して、適切な説明を行った。本契約は、募集人が契約内容、申立人の意向、適合性等の確認を行い、その上で、申立人が申込画面に電子署名をして成立しており、申立人の意向に沿ったものである。

(3) 募集人は、申立人から「自分の意向と異なるため契約をやめたい」との連絡を受け、申立人の不安を聞き、本契約の役割や良い点、リスクなども再度説明した。申立人はその後保険料を振り込んでいる。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 申立人が募集人に本契約をやめたいと伝えたため、オンライン面談がなされているが、オンライン面談日が本契約のクーリング・オフが可能な期間中であったことからすると、申立人のこの申し出はクーリング・オフの意向を示したものといえる。

(2) オンライン面談において、最終的には、申立人は契約を継続することとして保険料を振り

込むことを決断したとはいえ、クーリング・オフが、一定の期間内であれば、無条件に契約の申込みを撤回できるという重要な制度であることからすれば、募集人は、申立人の意向を尊重し、少なくともクーリング・オフについて案内をして然るべきであったといえる。しかし、オンライン面談において、募集人がクーリング・オフについて何らかの案内をしたことは認められなかった。

(3) クーリング・オフについては、保険会社の「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」に重要事項として記載があり、申立人は契約時、この書面を受領しているため、この書面の案内に従って自らクーリング・オフをすることができたとはいえるが、申立人のクーリング・オフの意向を受けてオンライン面談が行われたにもかかわらず、募集人がクーリング・オフの仕方や方法について何らの案内もしないことは、契約者の意向の尊重という点で疑問が残ると言わざるを得ない。